

札幌市出資団体評価システム要綱

(平成14年7月11日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの(以下「資本金等」という。)を出資している法人(地方独立行政法人を除く。以下「出資団体」という。)に対する札幌市出資団体評価システム(以下「評価システム」という。)に関し必要な事項を定め、出資団体の存在意義や運営体制、実施事業のあり方について恒常的に評価することにより、その設立目的及び機能を踏まえた透明性の高い、活力ある団体運営を図るとともに、市民への積極的かつ分かりやすい情報提供を推進し、行政における説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「指定団体」とは、出資団体のうち次に掲げる法人をいう。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第140条の7第1項に定める法人
- (2)前号に定めるもののほか、本市の出資割合、財政的援助の状況等を考慮して、総務局長が指定する法人

2 この要綱において「局長」とは、札幌市事務分掌条例(昭和46年条例第40号)第1条に規定する室、及び局の長、各区長、消防局長、交通局長、水道局長、病院局長、会計室長並びに教育長をいう。

3 この要綱において「出資団体改革推進本部」とは、札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱(昭和60年8月24日市長決裁)に規定する、次の本部員をもって構成する推進本部をいう。

- (1)本部長 総務局を所管する副市長
- (2)副本部長 その他の副市長
- (3)本部員 総務局長、まちづくり政策局長、財政局長及び本部長が指定する者

(評価対象団体)

第3条 評価システムの対象となる出資団体は、指定団体とする。

(評価者)

第4条 指定団体に対する評価は、当該指定団体を所管する局長が行う。

2 出資団体改革推進本部は、前項の評価について指導調整を行うことができる。

(評価の方法)

第5条 評価は、次に掲げる手順に従い、毎年度実施するものとする。

(1)指定団体を所管する局長(以下「所管局長」という。)は、別に定める出資団体評価シートの作成により評価を行う。

(2)出資団体改革推進本部は、所管局による評価を踏まえ、指定団体に関する事項を審議した上、所管局長に対し意見を述べる等の必要な指導調整を行う。

(評価の視点)

第6条 出資団体評価シートは、概ね次の視点を踏まえたものとする。

(1)存在意義

(2)事業の状況

(3)経営の状況

(4)市の関与状況

(評価時期)

第7条 評価は、毎年7月1日を基準日として実施する。

(評価結果の公表)

第8条 評価結果は、インターネット上の札幌市のホームページへの登載により公表する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価システムに関し必要な事項は、出資団体改革推進本部が定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年7月15日から施行する。

2 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における第4条第2項、第5条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「出資団体調整委員会」とあるのは、「札幌市出資団体改革プラン推進本部設置要綱(平成17年4月25日市長決裁)に規定する札幌市出資団体改革プラン推進本部」とする。

附 則

この要綱は、平成15年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月26日から施行する。